

観光アンバサダーを活用した観光プロモーション媒体制作業務委託仕様書（案）

1 業務の目的及び概要

本市の歴史・文化的な観光資源の魅力を伝えるとともに、本市への誘客促進を目的として、仙台観光アンバサダー 福原愛氏を起用した観光ポスターやノベルティ等の観光プロモーション媒体を制作する。

2 委託期間

契約日～令和元年 11 月 8 日まで

3 業務履行場所

観光課の指定する場所

4 業務内容

- (1) 写真撮影業務
- (2) PR 媒体作成業務

(1) 写真撮影業務

① 撮影日程

観光アンバサダーの撮影日は、令和元年 10 月中に、1 日を予定している。実際の日程は、発注者が観光アンバサダーと調整し、確定した上で受注者に通達する。受注者はいずれの日になったとしても、撮影できるような体制を整えること。決定後、受注者による撮影準備が整った後に、日程の大幅な変更があった場合の取扱いは、発注者と受注者との間で費用負担も含め協議により決定する。

② 撮影場所

観光アンバサダーの撮影場所は、仙台市内または東京都内を想定している。実際の撮影場所は、発注者が観光アンバサダーと調整し、確定した上で受注者に通達する。受注者はいずれになったとしても、観光課と協議の上、撮影会場を決定し確保すること。なお、使用料は委託料の範囲内から支払うこと。撮影場所の決定後、受注者による撮影準備が整った後に、撮影場所の大幅な変更があった場合の取扱いは、発注者と受注者との間で費用負担も含め協議により決定する。

③ 業務内容

- ・撮影に必要な機材及び背景セット一式を調達し、設営・撤去を行うこと。背景セットについては採択したデザインを基に観光課と協議の上決定する。

- ・撮影時に必要な衣装及び小道具を調達すること。着用する衣装（着物、浴衣、洋服等）一式のレンタル料及び着付け料、メイク、ヘアメイク料を支払うこと。レンタル品以外の着用品（足袋、肌着等）については別途調達すること。着用する衣装については、観光課と協議の上決定する。
- ・観光アンバサダーの謝礼を委託料の中から支払うこと。謝礼の額は 300,000 円（税込）の定額とする。
- ・その他、写真撮影に必要な調整及び進行管理、現場での撮影指示等、必要な業務を行うこと。

(2) PR 媒体作成業務

① デザイン作成

- ・駅貼りポスター、デジタルサイネージ等の掲出広告で使用することを前提とした広告をデザインする。
- ・デザインにおいては第 4 項（1）で撮影した写真を使用して作成すること。
- ・デザインは、縦のものを 1 種類作成する。縦・横比率は、A 版の縦横比率により作成することを基本とし、④・⑤については別途指定する。

② ポスター作成

(ア) 仕様・枚数

- ・片面フルカラー印刷／作成枚数：B1 100 枚、A2 100 枚
- ・デザインは①で作成したデザインとし、両サイズ共通のデザインとすること。

(イ) 納期

令和元年 11 月 8 日（金）

(ウ) 納入場所

仙台市観光課及び（公財）仙台観光国際協会

③ クリアファイル作成

(ア) 仕様・枚数

- ・A4 サイズが収納可能なクリアファイル／PP シート 0.2mm 厚以上／片面フルカラー印刷／白打ちあり／作成枚数 10,000 枚
- ・デザインは①と統一的なデザインとすること。

(イ) 納期

令和元年 11 月 8 日（金）

(ウ) 納入場所

仙台市観光課

④ 柄つきうちわ作成

(ア) 仕様・枚数

- ・材質 ポリプロピレン／幅（最大）242mm×高さ（最大）184mm／柄の長さ（最長）130mm／作成枚数 500 枚

- ・デザインは①と統一的なデザインとすること。

(イ) 納期

令和元年 11 月 8 日 (金)

(ウ) 納入場所

仙台市観光課

⑤ 掲出広告用データ作成

(ア) データ加工

- ・①で作成したデザインを、掲出する広告（デジタルサイネージ等）に併せ加工を行うこと。
- ・サイズ等については別途指定する。

(イ) 納期

令和元年 11 月 8 日 (金)

(ウ) 納入場所

仙台市観光課

5 成果品

下記のとおり成果品を納品する。

(1) 作成物

第4項(2)のとおり

(2) 作成データ

- ・納品は原則として DVD-R 等の記録媒体等によること。納品するデータは以下のとおりとする。
- ・契約期間満了までに仙台市観光課に納品すること。

① 撮影データ

➤ 内容

当該事業の為に撮影した画像一式

➤ 形式

JPEG 形式（非圧縮）

② 作成物の原稿データ

➤ 内容

第4項(2)に記載したすべての作成物に係る完成原稿データ一式

➤ 形式

JPEG、PDF、Illustrator 形式

6 業務遂行上の留意点

(1) 素材の取扱い

- ・事業者及び市以外が著作権を有する写真・イラスト・地図等を使用する場合は、予め著作権を有する者へ使用の確認及び加工の可否等について書面で確認を行うこと。その費用は全て委託料の中で賄うこと。
- ・著作権や著作者人格権に関して係争等が発生した場合は、受託者の費用により受託者が対応すること。

(2) 特記仕様書

本仕様に記載のない仕様については、受託者の提案を受けて受託者と市が協議の上決定し、本業務委託にあたり採択された提案書を特記仕様書として取り扱う。

(3) 届出及び報告

受託者は、以下の事由が発生したときは、速やかに届出又は報告を行い、市の指示に従うこと。

- ・業務履行体制の変更をするとき
- ・業務履行に際して事故が発生したとき
- ・市から届出又は報告を求められたとき

(4) 打合せの実施

受託者は、業務の進捗状況及び課題等について市に報告を行い、また業務履行にあたっての調整または確認を行うため、随時打合せを実施する。

(5) 環境への配慮

受託者は業務の履行にあたり、「新・仙台市環境行動計画」の趣旨に鑑み、環境負荷の低減に配慮すること。

(6) 注意義務

受託者は本業務遂行に当たり第三者へ損害を及ぼすおそれがある場合は、受託者の責任において損害の発生を防止するとともに、実際に損害を与えた場合には、受託者の責任及び負担において賠償すること。

7 著作権に関する事項

- ・受託者は、第4項(1)で定める作成物に係る著作権法第21条から第28条までに定める権利について、成果物の引渡し時に市に無償で譲渡すること。
- ・第4項(1)により撮影した写真の著作権は撮影者に帰属し、受託者は他の著作物に転用することは出来ない。
- ・受託者が第4項(2)の作成物の画像を他の著作物等に掲載することは原則として禁止とするが、仙台市の誘客やシティプロモーションに寄与すると想定されるものについては事前に仙台市に対して通知し、その可否及び条件について別途仙台市と協議するものとする。

8 委託料の支払い

市は、第5項に定める成果物について、検査合格後委託料を支払うものとする。

9 業務に関する提案

受託者は、本仕様書と異なる事項または本仕様書に定めのない事項であっても、第1項の目的を達成するためによりよい手法、技術またはアイデア等があるときは、市に対して積極的にこれを提案するものとする。

10 協議

本仕様書に定めのない事項または疑義が生じた場合、その都度市と受託者との協議により決定するものとする。